

社会福祉法人戸越会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人戸越会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」とする。）の報酬等及び法人業務に携わった時の費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員の内、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員の内、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は、評議員会への出席において、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。但し、国又は地方公共団体の職と兼務する評議員には、支給はしない。

- 2 常勤職員に対しては、当法人の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。
- 3 理事長が理事会等当法人業務にあたった場合には、月20万円を超えない範囲内で別表2に基づき支給する。
- 4 非常勤役員については、理事会等当法人業務にあたった場合には、別表3に基づき支給する。
但し、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。
- 5 退職金の支給について、役員退任手当規程に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条第1項から第4項に規定する報酬は、翌月の25日に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。但し、その日が休日の場合は、その前日とする。

- 2 報酬等の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(費用の弁償)

第5条 当法人は、第2条の第1号及び第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を別表4により弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(役員等の職務証跡)

第6条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年6月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日より改定し施行する。
- 3 この規程は、平成23年3月22日より改定し施行する。
- 4 この規程は、平成25年4月1日より改定し施行する。
- 5 この規程は、平成29年4月1日より改定し施行する。
- 6 この規程は、平成29年10月26日より改定し施行する。

<別表1 評議員の報酬>

内 容	報酬日額（一人当たり）
評議員会への出席	5, 000円

<別表2 理事長の報酬>

内 容	報酬日額（1回当たり）
法人及び施設業務への従事	20, 000円
理事会・評議員会への出席	

<別表3 非常勤役員の報酬>

内 容	報酬日額（一人当たり）
理事会への出席	15, 000円
監事監査への出席	5, 000円
法人及び施設業務への従事	15, 000円

<別表4>

旅 費	宿泊費	交通費
実 費	25, 000円を 上限とする実費	実 費